

平成27年第1回大多喜町議会定例会

4月会議会議録

平成27年 4月28日 開会

平成27年 4月28日 散会

大多喜町議会

平成27年第1回大多喜町議会定例会4月会議会議録目次

第1号（4月28日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条第1項の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
発言の訂正	5
会議録署名議員の指名	6
報告第1号の上程、説明	6
報告第2号の上程、説明	11
報告第3号の上程、説明	13
議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
休会について	20
散会の宣告	20
署名議員	21

第 1 回大多喜町議会定例会 4 月会議

(第 1 号)

平成27年第1回大多喜町議会定例会4月議会会議録

平成27年4月28日(火)

午後 2時00分 開議

出席議員(11名)

1番	根本年生君	3番	吉野一男君
4番	麻生勇君	5番	野村賢一君
6番	江澤勝美君	7番	小高芳一君
8番	渡邊泰宣君	9番	吉野僖一君
10番	山田久子君	11番	野中眞弓君
12番	志関武良夫君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	総務課長	加曾利英男君
企画財政課長	西郡栄一君	税務住民課長	市原和男君
教育課長	野口彰君	生涯学習課長	関晴夫君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡辺八寿雄 書記 大竹義弘

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 報告第1号 専決処分の報告について
日程第3 報告第2号 専決処分の報告について
日程第4 報告第3号 専決処分の報告について

日程第 5 議案第 38 号 損害賠償の額を定めることについて

日程第 6 議案第 39 号 平成 27 年度大多喜町一般会計補正予算（第 1 号）

◎開議の宣告

○議長（志関武良夫君） こんにちは。

本日は、平成27年第1回議会定例会が開催されましたが、議員各位をはじめ、町長及び執行部職員の皆さんには4月会議にご出席をいただきまして、まことにご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名、全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日4月28日は休会となっておりますが、議事の都合により、第1回議会定例会を開催します。

これより4月会議を開きます。

（午後 2時00分）

◎行政報告

○議長（志関武良夫君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 平成27年第1回議会定例会4月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日、平成27年第1回議会定例会4月会議を開催させていただきましたところ、議長初め議員の皆様方には大変お忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

行政報告につきましては、詳細はお手元に配付をさせていただきました報告書によりご了承いただきたいと存じますが、このうち3月22日には総元小学校で、そして29日には上瀑小学校でそれぞれ閉校式が行われ、両小学校とも140年余りの長い歴史に幕をおろしました。そして、総元、大多喜、上瀑の小学校が1つに統合され、1カ月近くが経過しますが、特に問題もなく、学校運営も順調との報告を受けております。今後も子供たちのためにできるだけの支援を続けていきたいと考えております。

さて、4月に入ってすっかりしない天気が続いておりましたが、ここ数日は爽やかな陽気となり、寒からず暑からずの過ごしやすい時期を迎えました。今年度は第3次総合計画を策定する年になるわけですが、引き続き議員の皆様のご協力をいただきながら、町民誰もが暮らしやすいまちづくりに向けて、計画されたさまざまな事業の推進に取り組んでまいりたい

と思います。

さて、本日の会議でございますが、報告事項として条例改正の専決処分が3件、議案として、損害賠償の額を定める案件と補正予算を提出させていただきましたので、十分ご審議いただき可決くださいますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（志関武良夫君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（志関武良夫君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例3月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りした印刷物によりご了承いただきたいと思っております。

なお、このうち組合議会については、関係議員からご報告をお願いします。

国保国吉病院組合議会定例会の関係につきましては、1番根本年生君から報告願います。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 平成27年第1回国保国吉病院組合議会定例会が、去る3月20日に国吉病院会議室で開催され、本町から江澤議員、吉野僖一議員、そして私の3人が出席いたしました。この定例会では、欠員となった副議長選挙のほか、職員の給与条例の一部改正ほか、2本の条例改正、平成26年度病院事業会計補正予算、平成27年度新年度予算、そして病院長の任命同意の議案などが審議されましたが、いずれも原案のとおり可決、同意されました。

国吉病院議会副議長選挙については、いすみ市議会議員の元吉基議員が当選されました。職員の給与条例の一部改正については、人事院勧告に基づき、医療職医師を除く職員に対し、平均1.8パーセントの引き上げ改定、災害対応のため深夜休日等に勤務した管理職への特別勤務手当の創設などが主な改正内容です。

特殊勤務手当に関する条例の一部改正は、医療技術者等の特殊勤務手当、業種は放射線業務、病理検査業務、リハビリ業務等に従事する職員等へ支給する手当を他の公立病院に準じた額に改正する内容です。

使用料、手数料条例の一部改正は、診断書等の文書料のほか、個室の部屋代の引き上げ改定が主な内容です。

平成26年度病院事業会計補正予算では、医療機器購入に際し、入札差金が発生したことによる予算の減額補正が主な内容です。

平成27年度新年度予算については、3条予算で34億833万2,000円、4条予算では1億9,121万9,000円の予算規模であります。

次に、病院長の任命同意についてですが、前院長が定年退職になることから、平成5年に国吉病院に勤務され、平成9年から副院長である伴俊明氏を任命することについて、同意されました。

それで、病院の決算というか、予算の内容なんですけれども、当年度の純損失が2億約8,000万円、繰越欠損金が約11億。当年度未処理欠損金が約14億あります。大変厳しい状況であります。これを補填するために、近隣いすみ市、勝浦市、御宿町でかなりの額の補助金を出して補填している状況でございます。周辺市町村もそれほど財政的には決して豊かではないという状況でありますので、この辺も含めて国吉病院のあり方については、今後適宜どのようにしたらいいか、検討する必要があるのかと思います。

以上で、定例会の報告とさせていただきます。

○議長（志関武良夫君） ご苦労さまでした。

次に、夷隅郡町村議会議長会の総会が4月10日に開催されましたが、平成27年度及び28年度は事務局は大多喜町になり、私が会長に就任しましたので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、3月25日及び4月24日に実施された例月出納検査の結果について、監査委員からご報告がされております。お手元に配付の報告書の写しにより、ご了承願いたいと思います。

なお、大多喜町総合計画策定にかかわる第1回総合開発審議会が去る4月22日に開催されたようであります。総合計画策定につきましては、議会としても大きな関心があり、そのかわりについて、大分議論をしてみました。本日執行部から総合開発審議会に提案した資料を配付したいということであり、議員各位のお手元に配付してありますが、第1編、序論、第2編、基本構想の2種類であります。執行部から総合開発審議会に諮問した資料であるということです。目に通していただきまして、ご意見などがあればお寄せいただきたいと思います。後日、関係する会議を設けたいと考えております。

次に、3月会議に上程され可決いただきました大多喜町高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画であります。計画書ができ上がったということで、お手元に配付してございます。

これで諸般の報告を終わります。

◎発言の訂正

○1番（根本年生君） 先ほどの国吉病院の説明の中で言い間違いがありましたので、訂正さ

させていただきます。

職員の給与を「引き上げ」と言ったようで、「引き下げ」でございますので、申しわけございません。それと先ほど補助金の関係で「勝浦市」と言ったと思いますが、勝浦市は含まれておりませんので、訂正させていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（志関武良夫君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

3番 吉野一男君

4番 麻生勇君

を指名します。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（志関武良夫君） 日程第2、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について、細部説明を担当課長に求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは、報告第1号 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

議案つづり1ページをお願いいたします。

報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告いたします。

次のページをお願いいたします。

大多喜町税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）等が平成27年3月31日公布され、平成27年4月1日から施行されたことにより、大多喜町税条例の一部を改正する必要性が生じたため、平成27年3月31日、専決処分をいたしましたので、ご報告するものでございます。

主な改正内容といたしましては、個人番号、法人番号の規定の整備、ふるさと納税に係る

申告の特例の新設、軽自動車税の税率の特例及び平成27年度から適用することとされていた原動機付自転車等の税率を1年間延期する改正等でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

第1条、大多喜町税条例（昭和30年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号につきましては、用語について規定したもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法の施行に伴い、納付書及び納入書の記載すべき事項に法人番号等を加えるものでございます。

第23条第2項につきましては、町民税の納税義務者等について定めたもので、法人町民税の恒久的施設の適用を、法人税法から地方税法の規定の引用に改めるものでございます。

第31条第2項につきましては、法人町民税の均等割について規定したもので、引用条項を地方税法に改めるとともに、資本金等の額の取り扱いの改正を行うものでございます。

次のページ、4行目をお願いいたします。

第33条第2項につきましては、所得割の課税標準について規定したもので、地方税法で創設されました株式等譲渡所得の国外転出時課税について、町民税の課税標準から除くことを定めるものでございます。

第36条の2第8項につきましては、町民税の申告について定めたもので、町内に事業所等を所有していない法人が町内に寮や宿泊所等を有している場合の申告書に法人番号の規定を加えるものでございます。

第36条の3の3第4項につきましては、個人町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の規定となり、引用条項に条ずれが生じたことによる改正となります。

第48条第6項につきましては、法人町民税の申告納付の規定となり、地方税法の改正により、引用条項及び字句を改めるものでございます。

第50条第3項につきましては、法人町民税に係る不足税額の納付手続の規定となり、地方税法の改正により引用条項を改めるものでございます。

第51条第2項から次のページ中段の149条につきましては、町税の減免、非課税及び各種届出等の規定となり、個人番号または法人番号を加える改正並びに字句の整備を行うものです。

また、減免申請期限につきましては、市町村の実情に応じて定めることとなりましたが、本町におきましては、現行条例で規定する納期前7日前までとし、改正は行わないこととしております。

では、4ページの中段に戻っていただきまして、第51条第2項は町民税の減免を規定したものでございます。

第57条及び第59条は、固定資産税の非課税規定でございます。

第63条の2第1項及び下から2行目の63条の3第1項は、固定資産税のあん分等の規定でございます。

次のページ、上段をお願いいたします。

第71条第2項第1号、第74条第1項第1号及び第74条の2第1項第1号は、固定資産税の減免、住宅用地から住宅用地以外となった場合などの申告及び被災した住宅地の申告を規定したものでございます。

第89条第2項は、軽自動車税の減免の規定でございます。

第90条第2項は、身体障害者等に対する軽自動車税の減免の規定でございます。

第139条の3第2項は、特別土地保有税の減免の規定となります。

第149条は、入湯税に係る経営申告を定めたものでございます。

続きまして、附則第4条第1項につきましては、納期限の延期に係る延滞金の特例の規定となり、地方税法の改正による条ずれが生じたことにより改めるものでございます。

附則第7条の3の2第1項につきましては、入居後10年間対象となります住宅借入金等税額控除を定めたもので、控除対象期限を平成39年から平成41年度に、入居の年を平成29年から平成31年にそれぞれ改めるものでございます。

附則第9条、7ページの上段までに続きますけれども、寄附金控除に係る申告の特例の規定となり、寄附金税額控除を受ける目的以外に確定申告の必要のない方を申告特例対象寄附者と定め、寄附先の市町村から寄附者の住所地市町村に申告特例通知を送付することにより、申告特例対象寄附者については、確定申告をすることなく寄附金控除が受けることができるふるさと納税ワンストップ特例制度を規定したものでございます。

なお、このワンストップ特例制度を利用できる方は、寄附先団体が5カ所以内に限られております。

また、平成27年4月1日以降の寄附金から特例控除額の控除限度額を個人住民税所得割額の2割に引き上げるものでございます。

7ページの上段をお願いいたします。

附則第10条の2第8項につきましては、わがまち特例の規定となり、地方税法の改正により、津波避難施設のための家屋や償却資産及びサービス付き高齢者向け住宅の規定を加える

ものでございます。

第6項は、公共施設や都市での利便施設、例といたしまして、公園や広場、緑化施設等の固定資産税を5分の3にするものでございます。

第7項及び第8項は、津波避難施設のための家屋や償却資産の固定資産税を2分の1に、附則第10条の2に次の1項を加える改正規定につきましては、第12項になりますけれども、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者が安否確認や生活相談などのサービスを受けることができるバリアフリー化された賃貸住宅についての固定資産税を3分の2と定めるものでございます。

附則第10条の3につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定を受けようとする場合の申告を定めたもので、個人番号または法人番号の規定を整備するものでございます。

附則第11条から次のページの4行目、附則第12条につきましては、固定資産税の負担の均衡を図るための負担調整措置の適用年度をそれぞれ改めるものでございます。

附則第15条につきましては、特別土地保有税の課税の特例を定めたもので、適用年度を改めるものでございます。

附則第16条、次のページの中段まで続きますけれども、軽自動車税の税率の特例を規定したもので、一定の環境性能、燃費性能に応じ、税率を75パーセント、50パーセント、25パーセントとそれぞれ軽減するグリーン化特例を定めるものでございます。

税率が75パーセント軽減となる対象は、電気自動車や天然ガス自動車など、税率が50パーセント、あるいは25パーセント軽減対象は、エネルギー消費効率が平成32年度基準または平成27年度基準を一定以上超えている軽自動車となります。平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新規登録をした車両で、平成28年度分の軽自動車に限り軽減対象となります。

第1項、8ページの表でございすけれども、第8条第2項イは税率が75パーセント軽減される場合の税率でございす。

表の中段の3,900円、これにつきましては三輪の軽自動車で軽減前の税率でございす。右の欄が軽減後の税率で1,000円となります。6,900円は乗用で営業用のもの、軽減後1,800円。1万800円につきましては乗用で自家用のもの、軽減後2,700円。3,800円は貨物で営業用のもの、軽減後1,000円。5,000円は貨物で自家用のもの、軽減後1,300円となります。

次の第2項の表、次のページの上の表につきましては、税率が50パーセント軽減となる場

合。次の第3項の表につきましては、税率が25パーセント軽減となる場合の税率をそれぞれの表の右の欄に定めたものでございます。

附則第16条の2につきましては、たばこ税の税率の特例を定めるもので、特例税率の廃止により削除するものでございます。特例税率の対象となる銘柄につきましては、エコー、わかば、しんせいなど、3級品となります。税率でございますが、改正前の税率1,000本当たり2,495円を平成31年4月までに段階的に引き上げるもので、特例税率の廃止後の税率は、一般品と同率の1,000本当たり5,262円となります。改正後の税金につきましては、附則の第5条、14ページでご説明を申し上げます。

次に、附則第22条第1項につきましては、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする場合の申告等を定めたもので、個人番号または法人番号の規定を整備するものでございます。

続きまして、第2条大多喜町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中附則第16条の改正規定でございますが、平成27年度分以降の軽自動車税について適用されていた原動機付自転車及び二輪車の税率を延長することを定めるものでございます。

また、10ページの表は初年度登録後14年を経過した軽自動車税の税率を定めたもので、表の中段3,900円は三輪の軽自動車で、右の欄が14年目以降の税率4,600円となります。6,900円は乗用で営業用のもの8,200円となります。1万800円は乗用で自家用のもの1万2,900円。3,800円は貨物で営業用のもの4,500円。5,000円は貨物で自家用のもの6,000円と、それぞれ重課の適用により、税率が引き上げとなります。

11ページ上段の附則でございますが、第1条につきましては施行期日を定めたもので、平成27年4月1日から施行とするものです。ただし、個人番号及び法人番号の整備に関する改正規定は番号法の公布の日から、さらに所得割の課税標準、公的年金等受給者の扶養親族申請の改正規定等は平成28年1月1日から、たばこ税率の特例の廃止等は平成28年4月1日からそれぞれ施行することを規定しております。

第2条から第7条につきましては、各税目ごとの経過措置を規定したものでございます。

下から3行目、第2条につきましては町民税、次のページの下段の第3条につきましては、固定資産税、14ページの第4条につきましては軽自動車税、中段の第5条、たばこ税につきましては、第2項が特例税率廃止後の税率を規定したものでございます。

第1号につきましては、平成28年度の税率を1,000本につき2,925円に、第2号では平成29

年度の税率を1,000本につき3,355円に、第3号では平成30年度の税率を1,000本につき4,000円に定めるものでございます。

第3項以降、第4項まで21ページまでにわたりますけれども、特例税率の段階的な改正に伴い、申告手続、納付期限、あるいは手持ち品課税の規定等を定めたものでございます。

次に、21ページ下段の第6条につきましては特別土地保有税、第7条につきましては入湯税につきまして、それぞれ改正規定の経過措置を規定したものでございます。

施行日が平成27年4月1日以降の改正規定もございすけれども、改正内容の周知、あるいは施行日ごとの条例改正となると、複雑な条文となることなどから、このたびの地方税法の改正と同じ改正規定を専決処分させていただきましたので、ご理解いただきたいと存じます。

以上で、大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定について、説明及び報告とさせていただきます。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

ただいまの説明のとおり、本件は地方自治法第180条第1項の規定により、議会がその権限を町長に委任することについて、議会の議決による専決処分となっておりますので、質疑は行いません。確認する点がございましたら、お聞きいただきたいと思います。どなたかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） ないようですので、以上で報告第1号 専決処分の報告について、大多喜町税条例等の一部を改正する条例の制定についての報告を終わります。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（志関武良夫君） 日程第3、報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について細部説明を担当課長に求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは、報告第2号 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

議案つづり23ページをお願いいたします。

報告第2号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の

規定により、これを報告いたします。

次のページをお願いいたします。

大多喜町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、半島振興法の一部を改正する法律（平成27年法律第6号）が平成27年3月31日公布され、平成27年4月1日から施行されたことにより、大多喜町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する必要が生じたため、平成27年3月31日、専決処分をいたしましたので、ご報告をするものでございます。

改正内容といたしましては、固定資産税の特例措置の対象事業の追加及び施行日を平成37年3月31日まで10年間延長するものでございます。

なお、固定資産税の特例措置（不均一課税）でございますが、通常の税率100分の1.4に対しまして、本条例の対象となった場合は、3年間不均一課税となり、税率を初年度分100分の0.14、通常の10分の1、2年目100分の0.35、通常の4分の1、3年目100分の0.70、通常の約2分の1とするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例（昭和61年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条につきましては、固定資産税の特例措置の対象を「製造の事業又は旅館業（下宿業を除く。）」から、「半島振興法第17条各号に規定する事業」に改め、字句の整備を行うものでございます。

半島振興法第17条各号に規定する事業といたしましては、製造の事業または旅館業のほか、有線放送事業、ソフトウェア事業、情報処理提供サービス業、また地域において生産された農林産物を利用しての製造加工品を主に地域外のものに販売することを目的とする事業が加わることとなりました。

附則第2項につきましては、施行日を平成37年3月31日まで改めるものでございます。

附則第1項につきましては、施行日を平成27年4月1日、第2項では経過措置を定めたものでございます。

以上で、大多喜町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明及び報告とさせていただきます。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

本件につきましては、質疑は行いませんが、確認する点がございましたら、発言を許します。どなたかございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) ないようですので、以上で報告第2号 専決処分の報告について、半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての報告を終わります。

◎報告第3号の上程、説明

○議長(志関武良夫君) 日程第4、報告第3号 専決処分の報告についてを議題とします。
本件について、細部説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(市原和男君) それでは、報告第3号 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

議案つづり27ページをお願いいたします。

報告第3号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告いたします。

次のページをお願いいたします。

大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)及び地方税法施行例等の一部を改正する政令(平成27年政令第161号)等が平成27年3月31日公布され、平成27年4月1日から施行されたことにより、大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、平成27年3月31日、専決処分をいたしましたので、ご報告するものでございます。

改正内容といたしましては、課税限度額及び軽減の対象となる所得の算定基準の見直しでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町国民健康保険税条例(昭和30年条例第59号)の一部を次のように改正する。

第2条でございますが、課税限度額を規定したもので、第2項では基礎課税額を51万円から52万円に、第3項では後期高齢者支援金等課税限度額を16万円から17万円に、第4項では介護納付金課税額を14万円から16万円にそれぞれ改正するものでございます。

限度額の合計は、改正前81万円でありましたけれども、このたびの改正により85万円というところでございます。

また、この改正に伴う影響額といたしまして、平成26年度の課税状況から試算しますと、約111万円の増収が見込まれるところでございます。

第23条でございますが、減額、軽減について規定したもので、軽減後の課税限度額を第2条の限度額と同額とするとともに、5割軽減及び2割軽減の判定所得の額を拡大する改正でございます。同条第2号は、5割軽減の対象となる判定所得となり、改正前では世帯の被保険者数に24万5,000円を乗じた額に33万円を加えた額が世帯の総所得を超えている場合、5割軽減となります。今回の改正によりまして、被保険者数に乘じる額を24万5,000円から26万円に、同条第3号では、2割軽減の対象となる判定所得に用いる被保険者数に乘じる額を45万円から47万円にそれぞれ改正するものでございます。

この改正による影響額といたしまして、やはり26年度の課税状況から見ますと、軽減世帯の増加によりまして、約65万円の減収が見込まれております。

附則といたしまして、施行期日、適用区分等を規定しております。

以上で、大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明及び報告とさせていただきます。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

本件につきましては、確認する点がございましたら、発言を許します。

どなたかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） ないようですので、以上で報告第3号 専決処分の報告について、大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての報告を終わります。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第5、議案第38号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） 損害賠償の額を定めることについて説明申し上げます。

本文の説明に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

地方公共団体が法律上損害賠償の義務を負う場合は、裁判の判決により損害賠償の額が確定した場合を除き、議会の議決により損害賠償の額が決定しますが、これまで本町では、公用車の事故などにより、相手方の車両等に損害を与え、町に損害賠償の義務が生じた場合などは、町が加入している損害保険が適用になるため、保険会社から相手方の車両を修理した自動車会社へ修理代金などを直接支払う方法をとってまいりました。

しかし、地方自治法では、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることは、議会の議決事件とされておりますので、検討した結果、昨年11月以降、町に損害賠償義務が発生するケースが生じた場合は、これまで行ってきた保険会社から直接支払う方法を改め、損害賠償額の確定に関して、議会の議決を経て、歳入歳出予算に計上することとしました。

このような中で本年1月、大多喜城マラソン大会の開催に伴って、施設の管理上の瑕疵等により車両に損害を与える事案が発生してしまいましたので、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。

本文につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） それでは、本文に入ります前に、事故の詳細について申し上げます。

本件につきましては、平成27年1月25日開催の第38回大多喜城マラソン大会において、大会の運営従事者として来場するため、午前6時50分ごろ、自家用車で運営従事者駐車場となっていた多目的広場へ大多喜県民の森側から車を駐車しようとした際、防犯対策として設置してある封鎖用の鎖に気づかず進入しようとし、車のフロント部分及びフロントガラス約3分の2が破損したものであり、幸い運転者にけがはございませんでした。

また、町の過失割合は5割でございますが、この損害賠償額につきましては、町が加入しております財団法人全国町村会総合賠償補償保険で手当てすることとしてございます。

この事故原因につきましては、職員が役員、参加者の駐車場確保のため、出勤後速やかに開場する予定でありましたが、他業務を優先し、鎖の開錠を後回しにしたこと、鎖の手前にふだんロープが張られていたものが外されており、容易に進入できる環境であったこと、また、反射テープ等を設置するなど、利用者への注意喚起をするための措置を行っていなかったため、鎖の存在を認識できなかったことが原因と思われます。今後は大会運営についての打ち合わせを綿密に行い、また業務を行うことを徹底させ、鎖の滑車には反射テープを取りつけるなどの事故防止に努めてまいります。

それでは、本文に入らせていただきます。

次のとおり第38回大多喜城マラソン大会開催時の車両事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求める。

第1項、相手方。大多喜町下大多喜665番地5、菅野忠雄。

第2項、事故の概要。平成27年1月25日、午前6時50分ごろ、第38回大多喜城マラソン大会従事者の菅野忠雄氏が、当日駐車場となっていた海洋センター多目的広場へ県民の森側から車両で進入した際、車両進入防止のため通路に設置してある鎖に気づかず接触し、当該車両のフロント部分及びフロントガラスを破損したもの。

第3項、損害賠償額。3万2,940円。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 今の課長の説明ですと、何か不可解な事故で、これ自滅的なあれで、何で鎖がやっているのに気がつかないで本人が事故を起こしたわけですから、どうなんですかね。自滅的な感じがするんだけど、どうなんですか。どうしても、町の立場としていろいろな不首尾な面が生じたというんでしたら、あれですけれども、でも説明を聞いていると、ちょっと自滅的な感じがしないわけでもないんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） 私の説明ですと、そういうふうに関こえたのかもわかりませんが、鎖をやってあった場合に、弁護士さんともお話ししたんですが、ここに鎖が張ってありますよというものもやっておくべきだというお話がございましたので、町のほうにもそういう鎖を張ってある部分については、あるということを海洋センター等に来場された方にはわかるように一目で、そのようにしておくべきだというふうに言われましたので、町のほうでもそのように今後したいというふうを考えております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） その後どのような対応をしたんでしょうか。個人的な意見としては、コーンがありますよね、赤い。それに横棒で反射テープが巻いたやつがあるので、そういう

のを置いたほうが、鎖だと子供がこう首やっても危ないし、そういうコーンと、そういう横棒の反射テープの、コーンも反射テープのついたやつがあるので、ロープとかチェーンというのは、子供がこう首つっちゃっても危ないし、そういうふうに少し現場よろしく願います。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） 一応反射テープといますか、四角いものをここに、鎖にぶら下げて、鎖があるということを確認できるようにはしてあります。ただ、そのコーンについてはやっておりませんので、今後またそういう対策も考えていきたいというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 今言ったように、ロープとかチェーンというのはやはり子供なんか来て、転んで首やっても危ないしね、できればロープとかチェーンはやらないほうがいいですよ。できればそういうもののほうがはっきり見えたほうが。やっぱりロープとかチェーンというのは危ないと思う。そういうことで、よろしく。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

1番根本年夫君。

○1番（根本年生君） 先ほど、今まで保険会社との話し合いで行っていたので議会に報告しなかったと。今後は裁判で確定したものについては支払うという考え方でいいんですか。ちょっと私、そういうことではなくて、裁判にはしないんだけど、相手方と話し合いがついたものについて。先ほど弁護士さんの話とかいろいろ出ていたんですけども、必ずしも裁判で確定したとかということではないということですか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 自治法の96条の関係の規定でございますけれども、裁判等で確定した場合については、議会の議決を経る必要はないということになっております。

したがって、裁判以外で第三者に損害賠償を負わせた場合については、全て議案にするということでございます。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 裁判になってこういったことを解決することもあり得るわけですよ、双方の意見の食い違いがあつて。役場側と被害者と食い違いがあれば、今度は裁判になるわ

けですよね。そういったもので確定したものは、議会に報告しなくていいということではないですか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議会への報告という意味では、いろいろな場合にご報告することができると思います。今回のやつは議案として議決をいただくということでございます。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） なしと認めます。

これで質疑を終わります。本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 挙手全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第6、議案第39号 平成27年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議案第39号 平成27年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

33ページをお開きください。

平成27年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,398万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億1,598万8,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によることを定めるものでございます。

それでは、事項別明細書の2、歳入及び3、歳出により補正予算の説明をさせていただきますので、36ページ、37ページのほうをお開きください。

2、歳入。款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金2,000円の増額補正は、歳入歳出予算の端数処理の相違に伴い、歳入歳出予算の均衡を図るために計上しました。

款20諸収入、項4雑入、目3雑入2,398万6,000円の増額補正は、全国町村会総合賠償補償保険の保険金を見込み、計上しました。

3、歳出。款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費2,395万5,000円の増額補正は、平成22年6月に発生しました大多喜中学校の事故に関し、東京地方裁判所の判決が3月25日に言い渡され、4月14日に確定しました。損害賠償金2,187万4,000円と、弁護士費用208万1,000円でございます。

次の項5保健体育費、目3体育施設費3万3,000円の増額補正は、議案第38号で可決いたしました損害賠償金でございます。

以上で、一般会計補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません。直接の質問ではないんですけども、最近この全国町村会の総合賠償保険を使わせていただいているケースがふえているのではないかと感じておるんですが、この保険は使った場合に、例えば翌年度の掛け金が変わる、増額されるとか、そういったものがあるのかどうか。普通例えば自動車保険なんかで事故がありますと、翌年度の保険料が上乘せになるとか、そういったものがあると思うんですけども、この保険の場合はいかがなのかお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） この保険につきましては、保険料が上がるかそういうことはございません。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 挙手全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（志関武良夫君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、あす29日から6月30日まで休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

よって、あす29日から6月30日までを休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（志関武良夫君） これにて本日の会議を閉じます。

大変お疲れさまでした。

散会とします。

（午後 3時03分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成27年 7月23日

議 長 志 関 武 良 夫

署 名 議 員 吉 野 一 男

署 名 議 員 麻 生 勇